

埼玉県では、平成22年11月30日付けで埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区の認定を受け、平成22年12月1日から適用することとします。

これにより、埼玉県内で障害福祉サービス事業等を実施する事業者・施設に限り、配置が義務付けられているサービス管理責任者の実務経験年数の要件が緩和されます。

埼玉県サービス管理責任者の資格要件弾力化特区

1 特区の概要

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所（基準該当障害福祉サービス事業所を含む）及び障害者支援施設に配置が義務付けられているサービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和します。

具体的には、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下、「サービス管理責任者資格要件告示」という。）で定める実務経験年数の要件を以下のように変更します。

なお、この特区の基準によりサービス管理責任者となる者については、サービス管理責任者を対象とした研修を積極的に受講することを条件とします。

サービス管理責任者資格要件告示中の該当条項	実務経験期間の種類	現行の実務経験年数	特区適用後の実務経験年数
一 イ(1)(一)a	相談支援の業務等に従事した期間	通算して5年以上	通算して3年以上
一 イ(1)(一)b	社会福祉主事任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間		
一 イ(1)(一)c	社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間	通算して10年以上	通算して5年以上
一 イ(1)(一)d	相談支援の業務等に従事した期間及び直接支援の業務に従事した期間が通算して3年以上の者が、医師等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して5年以上	通算して3年以上

2 特区の適用範囲

埼玉県の全域

3 適用時期

平成22年12月1日